

【参考資料 バリアフリー工事詳細】

1. 手すりの設置

概要

便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

手すりを転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取り付けにあたって工事（ネジなどで取り付ける簡易なものを含む）を伴わない手すりの取り付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設などの工事は含まれる

2. 段差解消

概要

便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
勝手口その他屋外に面する開口の出入り口および上がりかまち並びに浴室の出入り口にあつては、段差を小さくする工事を含む

敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置などを行う工事をいい、取り付けにあたって工事を伴わない段差解消板、スロープなどの設置は含まれないが、一体工事としての廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強などの工事は含まれる

3. 廊下幅などの拡張

概要

介助用の車椅子で容易に移動するために通路または出入り口の幅を拡張する工事

通路または出入り口（以下「通路など」という）の幅を拡張する工事であつて、工事後の通路など^{※1}の幅が、おおむね 750mm以上^{※2}であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材などの撤去や取替えなどの工事が想定される。

通路などの幅を拡張する工事と併せておこなう幅木の設置、柱の面取りや、通路などの幅を拡張する工事に伴って必要となった壁の断熱材入りの壁への取替えなどの工事は一体工事として含まれる

※1 当該工事がおこなわれたものに限る

※2 浴室の出入り口にあつてはおおむね 600mm